

第2回三条市安全・安心なまちづくり推進協議会書面協議 協議結果

1 協議過程

協議期間 令和4年2月28日（月）～令和4年3月14日（月）
合意に至った日 令和4年3月15日（火）

2 会長・副会長の選任

⇒ 異議なし

3 議題

(1) 資料No. 1 令和3年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画進捗状況の
評価について

⇒ 異議なし

(2) 資料 No. 2—1、2—2、2—3 防犯カメラ設置方針について

⇒ 異議なし

(3) 資料 No. 3 犯罪被害者等支援の条例の制定に向けた検討について

⇒ 異議なし

(意見等に対する回答)

別添「第2回三条市安全・安心なまちづくり推進協議会書面協議 意見等
に対する回答」のとおり

第2回三条市安全・安心なまちづくり推進協議会書面協議 意見等に対する回答

別添
【委員送付用】

番号	議題	意見等	事務局回答
1	(2) 資料No. 2-1~ 3	今後の課題として、防犯カメラ設置による効果の検証をお願いしたい。	現行の「三条市安全・安心なまちづくり推進計画」の終期が令和4年度までとなっていることから、令和5年度からの次期計画に防犯カメラに関する取組をしっかりと掲載し、毎年度、事業評価を行ってまいります。
2	(2) 資料No. 2-1~ 3	各学校の地区ごとの保護者からの要望等を受ける窓口の設置を検討してほしい。そこに住む人からみた不安場所を上げた方が、役立つと思う。	限られた予算の中で、効果的な位置に防犯カメラ設置していくためには、各学校ごとに優先度つけ設置箇所を検討する必要があることから、令和4年度に設置する分につきましては、あらかじめ学校から自治会やPTAなど地域の意見を取り入れた中で設置箇所の案を出していただき、その意見を踏まえた上で、市環境課が教育委員会や警察等と協議を行い、選定しております。 なお、令和5年度以降に設置する予定の箇所につきましては、現時点でひとまず選定はしてあるものの、来年度改めて学校等の意見を踏まえ見直すこととしているため、その際には、保護者の皆様から学校経由で、あるいは必要に応じて市環境課に直接御連絡いただければ、そうした御意見も踏まえた上で、設置箇所を選定してまいります。